

ロ、放出支部

(野村)

大正十五年頃カラ小作問題、土地取上問題等ガ發生シテ年
買ノ減免乃至永久減免ヲ要求シテ果敢ニ闘争ヲ展開シツ、
アル 從來放出方面ハ土地取上ニ對スル立毛ノ補償ハ大体
左ノ標準デアル

▲、立毛ノ儘第三者ニ賣買譲渡シタル場合 一 百八十圓

B、地主獨自ニ於テ取上ゲタル場合 一 百五十圓

C、小作人死亡ノ場合 一 百十圓

D、地主ノ家計整理等ノ理由ニ基ク場合 一 七十五圓

E、小作人ヨリ自發的ニ出タル場合 一 六十圓

又既往三年間ノ減免要求ハ三割乃至四割二分デ今年ハ特ニ
風水害ノ爲メ收穫米ノ半額ニ更ニ四割五分減ヲ要求シツ、
アル

次ニ川北電氣會社ノ被害ニ對スル所有權ノ日本勸業銀行移

轉ニ伴フ土地取上問題ニ干シテ近日中ニ紛糾スル虞アルノ
デ其ノ際ニハ御後援ヲ願フ次第デアル

ハ、左專道支部

(石原)

左專道支部ハ從來小作問題デ三割乃至五割程度ノ減免要求
ヲ行ヒ相當ノ成果ヲ收メツ、アツタガ今回ノ風水害ニ際シ
立毛ノ收穫皆無ノ状態トナツタノ地主ニ對シテ全免及ビ
檢見ヲ申込ミタルモ遂ニ一蹴サレタノデ目下闘争準備中デ
アル、

次ニ此ノ問題ハ單ナル私個人ノ問題デアリ十一月二十四日
既ニ解決シテキルノデ今更報告スル必要ハナイト思考スル
モ今後ニ於ケル諸君ノ闘争上ノ參考ニナルノデ報告シテ置
キ度イ

實ハ本年九月二十一日午前十時頃歩兵第八聯隊對歩兵第三
十七聯隊ノ對抗演習中二、三十名ノ三十七聯隊ノ兵士ガ自